

姫路市ひょうご保育料軽減事業実施要綱

平成29年1月4日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県のひょうご保育料軽減事業実施要綱（平成28年4月1日制定）に基づき、本市が実施する姫路市ひょうご保育料軽減事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 保育料を納入する義務を負う者及びその者と同一の世帯に属する者をいう。
- (2) 第1子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者及び保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、年長の子どもから出生順に1人目の者をいう。
- (3) 第2子以降 保護者と生計を一にする子どものうち、年長の子どもから出生順に2人目以降の者をいう。
- (4) 対象子ども 次に掲げる要件の全てを満たす子どもをいう。

ア 市内に住所を有すること。

イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育（以下「教育・保育」という。）を利用している法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）のうち、別表第2の対象子どもに該当していること。

- ウ 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第4条第2項第8号に該当する場合の教育・保育給付認定子どもではないこと。
- エ 施行令の規定に基づき複数の子どもがいること又は要保護者等に該当することによる優遇措置を受けていないこと。
- オ 当該子どもの保護者等についての教育・保育のあった月の属する年度（教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課税される市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）を合算した額が、別表第1に掲げる対象子どもの区分に応じ、同表に定める金額未満であること。この場合において、算出に当たっては同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項並びに附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は、適用しないものとする。

- (5) 保育料 施行細則の規定により徴収する費用をいう。（市内の公立幼稚園及び私立幼稚園の利用分を除く。）
- (6) 満3歳未満保育認定子ども 施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

（事業の内容）

第3条 市長は、事業を行うに当たって、保護者の申請に基づき、対象子どもに係る保育料の一部について補助金を交付することにより、保護者の保育料の負担軽減を図るものとする。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者は、対象子どもの保護者とする。

（補助金の交付対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助金を受けようとする年度に保護者が納付すべき対象子どもの保育料とする。

(補助金の額)

第6条 1月当たりの補助金の額(以下「補助基準額」という。)は、別表第2のとおりとする。

2 各年度の補助金の額は、補助金を受ける年度における補助基準額の合計額とする。

(軽減の申請)

第7条 事業の適用を受けようとする子どもの保護者は、申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 保護者と同居でない子どもについて事業の適用を受けようとする場合は、市長は、保護者による申立書を申請書とともに提出させるものとする。

3 申請書の提出は、当該年度の1月4日から3月31日までの間において市長が指定する期間内に行わなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、速やかにその旨を当該申請を行った保護者に通知するものとする。

(交付)

第9条 市長は、補助金の交付を決定した保護者(以下「交付決定者」という。)に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

(特例措置)

2 平成 28 年度に限り、第 2 条第 4 号の規定にかかわらず、対象子どもは、同号に規定する子ども及び次の各号のいずれにも該当する子どもとする。

(1) 平成 27 年度から継続して当該教育・保育施設を利用している者

(2) 平成 27 年度兵庫県のひょうご多子世帯保育料軽減事業実施要綱（子どものための教育・保育給付を受ける施設、事業）（平成 20 年 4 月 1 日制定）の規定による軽減の対象となっていた者

(3) 満 18 歳未満の子ども（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者を含む。以下同じ。）が 3 人以上いる世帯で養育されている満 18 歳未満の子どものうち、出生順に 3 人目以降に該当する者

（姫路市多子世帯利用者負担額軽減事業実施要綱の廃止）

3 姫路市多子世帯利用者負担額軽減事業実施要綱（平成 21 年 1 月 13 日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 1 月 4 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の姫路市ひょうご保育料軽減事業実施要綱の規定は、平成 29 年度以後の年度分の補助金について適用し、平成 28 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 12 月 7 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の姫路市ひょうご保育料軽減事業実施要綱の規定は、平成 30 年度以後の年度分の補助金について適用し、平成 29 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の姫路市ひょうご保育料軽減事業実施要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の姫路市ひょうご保育料軽減事業実施要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別記様式の規定は、令和3年度分以後の補助金について適用し、令和2年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

区分	対象額
ア 第1子である対象子ども	57,700円
イ 第2子以降である対象子ども（ウに該当する子どもを除く。）	155,500円
ウ 子ども・子育て支援法施行規則第22条に規定する者である第2子以降の対象子ども	169,000円

別表第2（第6条関係）

対象子どもの区分	補助基準額
満3歳未満保育認定子どものうち、第1子	対象子ども1人につき、保育料の月額から5,000円を控除した額（100円未満の端数切捨）。ただし、保育料の2分の1の額と補助基準額10,000円のうちいずれか低い額を上限とする。
満3歳未満保育認定子どものうち、第2子以降	対象子ども1人につき、保育料の月額から5,000円を控除した額（100円未満の端数切捨）。ただし、保育料の2分の1の額と補助基準額15,000円のうちいずれか低い額を上限とする。

備考 対象子どもが年度の途中で3歳に達した場合における年齢は、当該年度中に限り3歳未満とする。

こどもコード ()

年度 ひょうご保育料軽減事業申請書兼請求書

(宛先) 姫路市長

申請日 年 月 日

姫路市ひょうご保育料軽減事業実施要綱に基づき、姫路市が実施する保育料（利用者負担額）の軽減を受けた
いので、下記のとおり申請します。また、保育料の軽減額の決定に当たり、住民税の情報（同一世帯を含む。）
及び世帯情報を閲覧すること及び保育料の未納がある場合は未納分に充当することに同意します。

申請者 (保護者)		連絡先 (携帯電話可) (- -)			
現住所 (申請時の住民票所在地)					
子 ど も 氏 名	フリガナ		施設名		
			所 (園)		
男・女	平成・令和 年 月 日生	歳	利用年月日	平成・令和 年 月 日	
兄弟の状況					
兄 姉	(フリガナ) 氏 名	生年月日	学校・保育施設等	確認欄	
子どもの 兄 姉	()	平成・令和 年 月 日生		適・否	
子どもの 兄 姉	()	平成・令和 年 月 日生		適・否	
子どもの 兄 姉	()	平成・令和 年 月 日生		適・否	

- ※1 対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに申請書を記入してください。
- ※2 寄宿舍等により住所を異にする子どもについては、裏面の申立書に必要事項を記入してください。

〈補助金の請求金額〉

【補助金の振込先】 姫路市こども保育課で口座振替を利用している はい・いいえ

「はい」の方・・・現在ご利用の口座へ振込みますので、記入は不要です。
「いいえ」の方・・・振込先口座を記入してください。

金融機関コード(4桁)					(フリガナ)
金融機関名	銀行 (金庫)				支店
預金種別	1 普通・総合		2 当座		
金融機関店番号(3桁)			口座番号		
(フリガナ)					
口座名義 (保護者名義)					

【裏面】

申 立 書

(宛先) 姫路市長

申請書に記載した子どものうち下記の者については、住民票の住所を異にしますが同居でない私の世帯員であることを申し立てます。

申請者氏名 _____

記

	(フリガナ) 氏 名	住民票の住所が異なる理由等
子どもの 兄 姉	()	
子どもの 兄 姉	()	
子どもの 兄 姉	()	
例	(ヒョウゴ タロウ) 兵庫 太郎	私立〇〇高等学校 (〇〇県〇〇市) 入学のため

(問合せ先) 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所 こども未来局教育保育部こども保育課
電話 079-221-2313・2366

【市記載欄】

該当	3歳未満児	国の軽減措置を受けていない	保育料 5,000円を超えている	市町村民税 第1子 57,700円未満 第2子以降 155,500円未満 (ひとり親等: 169,000円未満)	通園している	その他